

## 安定型産業廃棄物

品名	例示
がれき類	建物の解体に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片など
ガラス、陶磁器くず	板ガラス、空ビン、陶磁器くず
廃プラスチック類	ビニール、PPバンド、合成繊維くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど 固形および液状のすべての合成高分子系化合物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず、廃缶類

## 管理型産業廃棄物

品名	例示
紙くず	包装材、壁紙くず、障子などの紙くず及び板紙など ①建設業に係るもの（工作物の新築、改装または除去に伴って生じたものに限る） ②パルプまたは紙加工品の製造業、新聞業 （新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る） ③出版業（印刷出版を行うものに限る） ④製造業及び印刷物加工業に係るもの ⑤PCBが塗布されまたは染み込んだもの
木くず	木くず、おがくず、パーク類など解体くず（木造家屋解体材、内装撤去材）、 新築木くず（型枠、足場材等、内装・建具工事等 残材）、伐採材、伐根材 ①建設業に係るもの（工作物の新築、改装または除去に伴って生じたものに限る） ②木材または木製品の製造業（「家具の製造業を含む」に係るもの） ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④PCBが染み込んだもの
繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳、じゅうたんなど
廃石膏ボード	建築現場での発生する石膏ボード
動物性残さ	食品製造業等の特定の業種から排出されるもの
燃えがら※	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
汚泥※	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、 活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、 無機性汚泥、建設汚泥など
鉱さい※	高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、 粉炭かす、鑄物砂など
動物のふん尿※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る）
ばいじん※	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設から発生するばいじんであって、 集じん施設で集められたもの
廃油※	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
廃酸※	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液、写真定着廃液
廃アルカリ※	廃ソーダ液、金属せっけん液等のアルカリ性廃液、写真現像廃液、排ガス洗浄廃液

◎上記※：収集・運搬に限る。

◎鉱さい、ばいじんは、一定の濃度を超えたら特別管理型産業廃棄となる。

◎愛知県は、ばいじん⇒ダスト類、愛知県、名古屋市は、動物のふん尿⇒家畜ふん尿

### 上記混合物

上記の産業廃棄物が混ざっている

### その他および資源物

ダンボール・新聞・雑誌・その他の紙くず、梱包に使用したダンボール、オフィスから発生するOA古紙、  
伝票等機密書類 ⇒ 機密書類を専用大型シュレッダーで切り刻み、責任を持って処分